

# 島根県報

第一、四六三号

平成十五年四月二十二日

(火曜日)

## 目次

|      |                                    |           |   |
|------|------------------------------------|-----------|---|
| 告示   | 青少年に販売等してはならない図書類                  | (青少年家庭課)  | 一 |
|      | 青少年に観覧させてはならない興行                   | (森林整備課)   | 一 |
|      | 解除予定保安林                            | ( "       | 一 |
|      | 保安林予定森林                            | ( "       | 二 |
|      | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | (経営支援課)   | 二 |
|      | 地籍調査の成果の認証                         | (用地対策課)   | 三 |
|      | 都市計画事業変更の認可                        | (下水道推進課)  | 三 |
| 公告   | 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧          | (環境生活総務課) | 四 |
|      | 特殊肥料の検査結果の公表                       | (生産振興課)   | 四 |
|      | 土地立入りの許可                           | (用地対策課)   | 五 |
|      | 特定調達公告                             | (文化振興課)   | 六 |
|      | 美術品等の購入に係る随意契約の相手方等                | ( "       | 六 |
| 教委規則 | 島根県教育庁等職員服務規則の一部改正                 | (教育庁総務課)  | 六 |
| 教委訓令 | 県立高等学校の教職員の服務規程の一部改正               | (高校教育課)   | 八 |

## 告示

島根県告示第四百二十号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十年島根県条例第二十一号)第六条第一項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十五年四月二十二日

島根県知事 澄田信義

| 指定番号  | 種類 | 名称                       | 発行・出版社名    | 指定の理由  |
|-------|----|--------------------------|------------|--|
| 一五八七五 | 雑誌 | ビデオボーイ5月号                | プライムメディア   | 青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一五八七六 | 雑誌 | パソコンパラダイス5月号             | 株式会社メディアック | 青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一五八七七 | 雑誌 | URECCO gallery 月号        | ミリオン出版(株)  | 青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一五八七八 | 雑誌 | いもつとグラフィック・ナバーDON、T5月号増刊 | (株)サン出版    | 青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一五八七九 | 雑誌 | 愛の体験スペシャルDX5月号           | (株)竹書房     | 青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |

島根県告示第四百二十号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十年島根県条例第二十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十五年四月二十二日

島根県知事 澄田信義

| 指定番号  | 種類 | 題 名            | 配給会社名  | 指定の理由  |
|-------|----|----------------|--------|--|
| 一〇四五七 | 映画 | SEX配達人 おんな届けます | 新東宝映画  | 青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇四五八 | 映画 | 人妻 渴いた舌先       | オーピー映画 |  |
| 一〇四五九 | 映画 | 綺麗に咲いた         | ENKプロ  |  |
| 一〇四六〇 | 映画 | 牝猫くびれ腰         | オーピー映画 |  |
| 一〇四六一 | 映画 | 痴漢義父 息子の嫁と…    | 新東宝映画  |  |

島根県告示第四百二十二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字北原一・二・三の五・一・二・三の四の三・一・二・三の六の三・一・二・三の七の一  
・一・二・三の七の四（以上五筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第四百二十三号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年四月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

八束郡鹿島町大字佐陀本郷字堂山二八三三の八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び鹿島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第四百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年四月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

ナンバ出雲店 島根県出雲市平野町四五〇・一外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ナンバ 代表取締役 難波 榮 岡山県津山市材木町二三八・二五

3 変更しようとする事項

駐車場の収容台数 (変更前)二七八台 (変更後)二四九台

4 変更の年月日

平成十四年十一月十一日

二 届出年月日 平成十五年四月十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市商工振興課(出雲市今市町一〇九番地一)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつて

はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第四百二十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年四月二十二日

島根県知事 澄田信義

| 調査を行<br>つた者の<br>名称 | 調査を行<br>つた時期 | 成果の名称 |     | 調査を行<br>つた<br>地域 | 認証年月日      |
|--------------------|--------------|-------|-----|------------------|------------|
|                    |              | 地籍図   | 地籍簿 |                  |            |
| 赤来町                | 平成十二年<br>度   | 五十一枚  | 2冊  | 谷3               | 平成十五年四月十四日 |
| 頓原町                | 平成十二年<br>度   | 三十二枚  | 1冊  | 佐見3              | 平成十五年四月十四日 |
| 木次町                | 平成十一年<br>度   | 二十二枚  | 1冊  | 平田3              | 平成十五年四月十四日 |
| 横田町                | 平成十三年<br>度   | 二十六枚  | 1冊  | 竹崎3              | 平成十五年四月十四日 |
| 弥栄村                | 平成十二年<br>度   | 四十一枚  | 1冊  | 長安本郷             | 平成十五年四月十四日 |

島根県告示第四百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年四月二十二日

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

松江市

二 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)下水道事業

松江市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年三月十六日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和五十一年島根県告示第七百四十九号、昭和五十五年島根県告示第五百五十二号、平成十一年三月三十日島根県告示第二百三十六号及び平成十二年四月二十一日島根県告示第三百八十一号の事業地に松江市福原町、坂本町、川原町、上本庄町、上東川津町、西法吉町、うぐいす台及び佐草町を加え、松江市法吉町、下川津町、西屋町、東持田町、春日町、比津町、西川津町、比津が丘三丁目、菅田町、学園二丁目、東津田町、乃白町、西津田十丁目、平成町、一の谷町、大庭町、山代町、馬潟町、八幡町、矢田町及び竹矢町で事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月二十二日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあつた年月日

平成十五年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 緑と水の連絡会議

三 代表者の氏名

高橋泰子

四 主たる事務所の所在地

大田市大田町大田八二二八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、日本における伝統的農林漁法を継承する農林漁業者とともに、自然再生促進法に鑑みた里地・里山特有の文化的景観および生物多様性の保全をめざす。また、その実現のため都市と農村との人的・物的交流に関する事業を行い、循環型社会の再構築・コミュニティの再編・地域活性化および人づくりに寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七号の規定に基づき、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成十五年四月二十二日

島根県知事 澄田信義

一 特殊肥料

(一) 平成十四年九月

| 特殊肥料<br>指定名 | 生産（輸入または<br>販売）届出業者<br>（及び商品名） | 届出<br>名 | 検査<br>の<br>結<br>果  | 備考 |
|-------------|--------------------------------|---------|--|----|
| たい肥         | (有)島津育成農場                      | あさひ     | TN・二・九四% TP・六<br>・四一% TK・四・六五%<br>TZn・四七八ppm C<br>/N・八・五                 |    |
| たい肥         | (有)島根ポーク                       | とんとん1号  | TN・一・六七% TP・四<br>・六四% TK・一・五六%<br>TCu・一七八ppm T<br>Zn・五七四ppm C/N<br>・一一・八 |    |

|                    |  |   |   |  |  |  |  |  |  |
|--------------------|--|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 石こう                | たい肥  | たい肥   | たい肥   | たい肥  | たい肥  | たい肥  | たい肥  | たい肥  | たい肥  |
| 大福工業(株)            | 社(社)横田町農業公   | 社(社)横田町農業公  | ン(有)きすき有機セ<br>ンター   | 合 雲南農業協同組  | 神明畜産(株)<br>島根三刀屋牧場                                 |
| エコプラス              | 有機堆肥   | 牛糞堆肥  | 発酵鶏ふん   | びゅあゴール<br>ド 奥出雲有<br>機仁多                            | びゅあゴール<br>ド 奥出雲有<br>機頓原                            | 完熟有機<br>すこやかくん                                     | コープ堆肥  | 発酵牛糞   | 牛堆肥  |
| ○・〇一ppm未満<br>T H g | T C u・五・四ppm<br>T Z n・一・〇ppm<br>T A s・一・九二ppm<br>T C d・一・〇一ppm | T N・〇・八四%<br>T P・一・八二%<br>T K・一・二六%<br>T Z n・八四ppm<br>C / N・一・九・〇 | T N・二・〇九%<br>T P・五・七一%<br>T K・二・六四%<br>T Z n・二・三三ppm<br>C / N・九・七 | T N・一・〇五%<br>T P・一・四八%<br>T K・一・四九%<br>C / N・二・三・四 | T N・一・二二%<br>T P・一・六九%<br>T K・一・六〇%<br>C / N・二・〇・八 | T N・一・四六%<br>T P・一・七二%<br>T K・二・一九%<br>C / N・一・七・一 | T N・〇・九五%<br>T P・一・一五%<br>T K・一・一四%<br>C / N・二・二・三 | T N・一・〇〇%<br>T P・一・四一%<br>T K・一・五四%<br>C / N・一・八・五 | T N・〇・六五%<br>T P・〇・八二%<br>T K・一・一九%<br>C / N・一・八・九 |

備考 …分析結果を実施した成分の略号は次の通りである。  
 T N・窒素全量、T P・りん酸全量、T K・加里全量、T C u・銅全量、  
 T Z n・亜鉛全量、C / N・炭素窒素比、T A s・ひ素全量、  
 T C d・カドミウム全量、T H g・水銀全量、T N i・ニッケル全量、  
 T C r・クロム全量、T P b・鉛全量

備考 …特記あるものを除き、数値は現物当たりの値である。

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、土地立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。  
 平成十五年四月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 起業者の名称  
 中国電力株式会社

二 事業の種類  
 特別高压送電線 島根原子力線新設工事

三 立ち入るうとする土地の区域  
 八束郡鹿島町大字上講武字家頭、字井頭、字地冷、字大谷敷池、字大谷、字佛谷、字佛谷入口南平、字井谷、字佛谷釜ノ谷、字乙好、字杉谷、字西杉谷及び字牛池地内  
 松江市東持田町字鏡谷、字袈堀、字青梨子、字後平、字懸橋、字権現、字敷蔵、字撲ケ谷、字原朴ケ谷、字井手川、字大谷、字杉谷、字常熊、字無傳下、字納蔵、字納蔵上、字御崎谷、字向山、字横手下、字笠谷、字吉廻、字才部田、字小谷、字焼柱、字青梨子向、字青梨子上、字大峯、字瀧ケ谷、字棚後谷、字砥石、字赤松ケ谷、字納蔵西及び字戸岸、坂本町字沢、字沢奥、字立丁、字角田、字原代、字榎ケ坪、字大原代、字大原代下、字大道上、字京田、字原ノ前、字恵作田、字實無シ、字沢下及び字沢尻、下東川津町字禿ノ前、字櫻田、字善徳、字杓田、字西谷、字小松谷、字奥小松谷、字

・〇・二ppm  
 T N i・  
 〇・七五ppm  
 T C r・八  
 ・六九ppm  
 T P b・五・  
 六五ppm

寺山、字查輪谷、字車尻及び字後山、川原町字尾才尻、字堤下、字巒谷、字葛葉谷、字後谷、字床、字元宮、字尾茂祖谷、字土井屋敷、字堤ヶ谷、字亀ヶ谷、字家興、字現白、字宮ノ前、守宮ノ上、字奥原、字水谷、字小屋谷、字桐木谷、字本林及び字小浜、上本庄町字荒船、新庄町字川原内南平、字川原内、字川原内左ノ谷、字セキ谷、字大内原北平、字鳥谷、字大内原、字大内原南平、字力ナクソ谷及び字竹ノ谷、上平部尾町字倉見谷、字奥古谷、字高平、字瀧ノ下、字雀ヶ谷、字大灘谷、字高、字入谷、字境谷、字オノタワ及び字佛谷、大海崎町字中滑山及び字小滑山、大井町字大谷及び字明曹並びに朝酌町字東平地内

四 立ち入りしつゝある期間

平成十五年四月三十日から平成十六年三月三十一日まで

### 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年4月22日

#### 1 物品の名称及び数量

島根県知事 澄 田 信 義

- (1) 日本画 狩野松栄作 「益田元祥像（重要文化財）」 1点
  - (2) 日本画 長谷川派 「武蔵野図屏風」 1点
  - (3) 日本画 横山大観作 「水温む」 1点
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県環境生活部文化振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成15年3月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 益田 都 東京都世田谷区代田四丁目1番9号

(2) 株式会社 精華堂 代表取締役社長 山中建生 東京都中央区日本橋三丁目8番3号

(3) 株式会社 陽光 代表取締役 増本誠紀 東京都渋谷区代々木三丁目57番7号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 68,250,000円

(2) 40,000,000円

(3) 30,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

### 教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十五年四月二十二日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第十五号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和三十六年島根県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号(第10条の2関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

平成 年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 所 属

職 名

氏 名

印

下記のとおり育児休業の承認を請求します。

|                   |                          |                          |       |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|-------|
| 1 請求に係る子          |                          | 2 請求者以外の子の親              |       |
| 氏 名               |                          | 氏 名                      |       |
| 続 柄               |                          | 子との同・別居                  | 同居 別居 |
| 生年月日              | 平成 年 月 日生                | 就業の有無                    | 有 無   |
| 3 請 求 内 容         |                          |                          |       |
| 区 分               | 育 児 休 業                  | 再 度 の 育 児 休 業            |       |
| 請 求 期 間           | 平成 年 月 日から<br>平成 年 月 日まで | 平成 年 月 日から<br>平成 年 月 日まで |       |
| 再度の育児休業<br>が必要な事情 |                          |                          |       |
| 既に育児休業<br>をした期間   |                          |                          |       |
| 備 考               |                          |                          |       |

注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類を添付すること。(再度の育児休業の請求の場合は不要。)

2 子の出生前に請求する場合は、「3請求内容」の「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

3 備考欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。

4 該当する にはレ印を記入すること。

附 則

この規則は、平成十五年四月二十二日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第四号

県 立 学 校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和四十二年島根県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月二十二日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

様式第七号を次のように改める。

様式第7号

育 児 休 業 承 認 請 求 書

平成 年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 島根県立 学校  
職 名  
氏 名 印

下記のとおり育児休業の承認を請求します。

|                   |                          |                          |       |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|-------|
| 1 請求に係る子          |                          | 2 請求者以外の子の親              |       |
| 氏 名               |                          | 氏 名                      |       |
| 続 柄               |                          | 子との同・別居                  | 同居 別居 |
| 生年月日              | 平成 年 月 日生                | 就業の有無                    | 有 無   |
| 3 請 求 内 容         |                          |                          |       |
| 区 分               | 育 児 休 業                  | 再 度 の 育 児 休 業            |       |
| 請 求 期 間           | 平成 年 月 日から<br>平成 年 月 日まで | 平成 年 月 日から<br>平成 年 月 日まで |       |
| 再度の育児休業<br>が必要な事情 |                          |                          |       |
| 既に育児休業<br>をした期間   |                          |                          |       |
| 所属長の意見            | 印                        |                          |       |
| 備 考               |                          |                          |       |

- 注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類を添付すること。(再度の育児休業の請求の場合は不要。)
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3請求内容」の「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 備考欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 4 該当する にはレ印を記入すること。

